

国民健康保険以外の場合に使用してください。
(国民健康保険の場合は、「扶養誓約書」を使用してください)

健康保険証等貼付台紙

- 対象となる高校生等の健康保険証等を貼付してください。
- 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合、その兄弟姉妹の保険証のコピーも貼ってください。

★健康保険証等に記載されている被保険者等の「記号」・「番号」欄の番号に、黒塗りなどのマスキングを施して、読み取れないようにして貼り付けてください。